

先端設備等導入計画に基づいて取得した新規設備の課税標準の特例 について（わがまち特例）

「生産性向上特別措置法」の施行（平成30年6月6日）により、先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた中小企業は、以下の要件に該当する場合、認定後に導入計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産税（償却資産）が**3年間ゼロ**になります。

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画を作成し、本市の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）			
要件	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備			
対象設備	機械及び装置	工具 (測定・検査)	器具及び備品	建物附属設備
最低取得価格	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
販売開始時期	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内
取得年月	平成30年6月6日～令和3年3月31日			
その他	中古資産でないこと。			
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・課税標準の特例適用申請書 ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し（先端設備等導入計画を含む） ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し（甲府市商工課より発行） ・工業会等による証明書の写し 			

※リース会社が申告する場合は、上記提出書類に併せて「リース契約見積書の写し」及び「リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し」も必要です。

※制度の詳細な内容は、中小企業庁ホームページをご確認ください。